

一宮市新型インフルエンザ等対策行動計画 [概要版]

背景

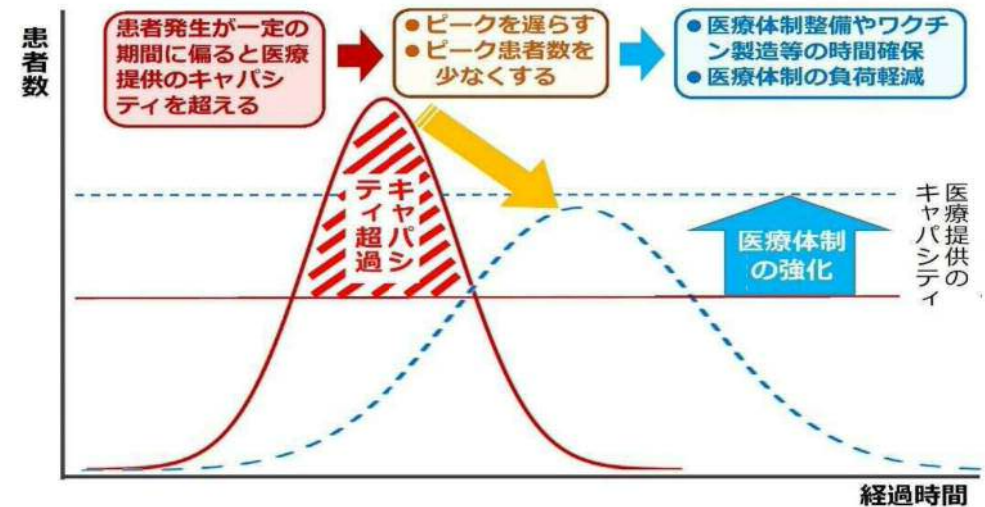
- グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大し、未知の感染症が発生した場合に時を置かずして世界中に拡散するおそれ
- パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される
- 新型コロナウイルス対応の経験
- 平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要

目的



感染拡大を可能な限り抑制し
市民の生命と健康を保護

市民生活と市民経済に及ぼす影響を最小にする



対象感染症



新型インフルエンザ等

新型インフルエンザ等感染症

新型インフルエンザ

再興型インフルエンザ

新型コロナウイルス感染症

再興型コロナウイルス感染症

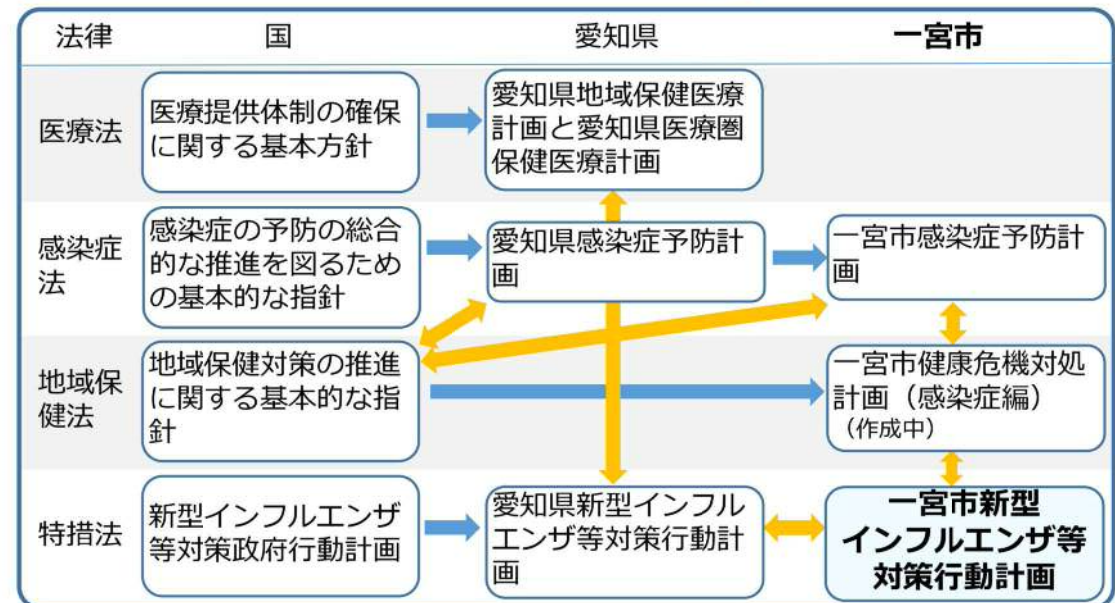
指定等感染症

疾病の程度が重篤であり、全国的かつ急速なまん延のおそれがある

新感染症

全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの限定

法律と県、市の計画の関係



対策項目



	準備期 (平時、発生前の段階)	初動期 (国や県の対策本部が設置され基本的対処方針が定められ実行されるまで)	対応期			
			封じ込めを 念頭に対応	病原体の性状等 に応じて対応	ワクチンや治療薬等により 対応力が高まる	特措法によらない 基本的な感染症対策に移行
対策の目的	- 市民への医療提供体制確立のため、医療事業者等との連携 - 訓練による検査体制の強化 - 感染症に関する情報の収集分析 - DX推進による仕組みづくり	- 速やかに初動体制を整備し、医療提供体制等を整える - 市民への情報収集・分析による情報の提供	- 必要な人材、支援が得られるような体制を確立 - まん延防止のため、各種必要な対策を講じ、適切な医療提供を行う - 市民へ感染症に関する正確な情報を発信し、心身への影響に対策を講ずる			
第1章 実施体制	- 実践的な訓練の実施 - 市行動計画等の作成や体制整備強化 国、県、市の連携の強化	- 対策本部設置の検討 - 人員体制強化への対応 - 迅速な対策の実施に必要な予算の確保	- 職員の派遣・応援への対応 - 必要な財政上の措置 - 対策本部の設置 - 緊急事態措置の検討等 - 対策本部の廃止			
第2章 情報収集分析	- 積極的疫学調査等の情報収集の体制整備 - 人員の確保	- 国等の情報収集・分析に基づくリスク評価を踏まえた準備 - 情報収集・分析から得られた情報の公表	- 情報収集・分析に基づくリスク評価の実施 - リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討と実施 - リスク評価に基づく感染症対策の判断と実施 - 情報収集・分析から得られた情報の公表の継続			
第3章 サーベイランス ※	- 体制や役割分担の確認 - 平時の感染症サーベイランス - 人材育成（研修の実施） - DXの推進 - 感染症サーベイランスの情報と分析結果の公表	- 有事の感染症サーベイランスの開始 - 感染症サーベイランスの情報と分析結果の公表	- 有事の感染症サーベイランスの実施 - 感染症のリスク評価に基づくサーベイランス手法の検討、感染症対策の判断と実施 - 感染症サーベイランスの情報と分析結果の公表			
第4章 情報提供共有、リスクコミュニケーション	- 情報提供・共有 - 偏見・差別等に関する啓発 - 偽・誤情報に関する啓発 - 双方向コミュニケーションの体制整備や取組の推進	- 情報提供・共有を継続 - 双方向コミュニケーションの実施 - 偏見・差別等や偽・誤情報への対応	初動期の対応を継続			
第5章 水際対策	水際対策の実施に関する体制の整備	国、県との連携 - 帰国者等に対し健康監視を実施	初動期の対応を継続			
第6章 まん延防止	新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等	まん延防止対策の準備	- まん延防止のための患者や濃厚接触者への対応 - 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等 - 事業者や学校等に対する要請等（休業、停止） - 時期に応じたまん延防止対策の実施 - まん延防止対策の評価と病原体の変異や次の感染症危機に備えた改善等			
第7章 ワクチン	- ワクチンについて情報収集 - ワクチンの供給体制の構築 - 接種体制の構築 - 情報提供・共有	- 接種体制の構築の継続 - 人員体制の確保 - 医療従事者の確保 - 接種会場の確保	- ワクチンや必要な資材の供給 - 接種体制の継続 - 予防接種体制の構築 - 接種に関する情報提供・共有	- 接種体制の拡充 - 接種記録の管理 - 健康被害救済 - 情報提供・共有		

※ サーベイランス・・・体系的かつ統一的手法で持続的かつ重層的に収集・分析を行う取組等

対策項目



	準備期 (平時、発生前の段階)	初動期 (国や県の県対策本部が設置され基本的対処方針が定められ実行されるまで)	対応期			
			封じ込めを 念頭に対応	病原体の性状等 に応じて対応	ワクチンや治療薬等により 対応力が高まる	特措法によらない 基本的な感染症 対策に移行
第8章 医療	■ 相談センターの整備 ■ 予防計画と医療計画に基づく医療提供体制の整備 ■ 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等 ■ 県連携協議会等の活用	■ 医療提供体制の確保等 ■ 相談センターの整備の継続	■ 患者などの医療機関等への移送手段を確保 ■ 医療提供体制の確保等 ■ 相談センターの強化			
第9章 治療薬・治療法	■ 国等の研究開発の人材育成について必要に応じて連携	■ 抗インフルエンザウイルス薬の使用	■ 治療薬の流通管理			
第10章 検査	■ 検査体制の整備 ■ 検査実施状況等の把握体制と結果還元体制の確保 ■ 訓練等による検査体制の維持と強化 ■ 検査関係機関等との連携	■ 検査体制の整備の継続 ■ PCR検査等の汎用性の高い検査方法の確認と普及	■ 検査体制の拡充 ■ 国等の検査診断技術の研究開発への協力			
第11章 保健	■ 人材の確保 ■ 業務継続計画を含む体制の整備 ■ 研修・訓練等を通じた人材育成と連携体制の構築 ■ 保健所の体制整備 ■ 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション	■ 有事体制への移行準備 ■ 市民への情報発信・共有の開始 ■ 新型インフルエンザ等感染症発生等の公表前に市内で感染が確認された場合の対応	■ 有事体制へ移行 ■ 相談対応 ■ 検査・サーベイランス ■ 積極的疫学調査 ■ 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整と移送 ■ 健康観察と生活支援 ■ 健康監視 ■ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション ■ 迅速な対応体制への移行 ■ 検査体制の拡充 ■ 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し ■ 安定的な検査サーベイランス機能の確保 ■ 体制等の段階的な縮小の検討と実施 ■ 保健所等での対応の縮小について市民に情報提供・共有			
第12章 物資	■ 感染症対策物資等の備蓄等	■ 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認	■ 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認を継続			
第13章 市民生活と市民経済の安定の確保	■ 情報共有体制の整備 ■ 支援の実施に係る仕組みの整備 ■ 物資と資材の備蓄 ■ 生活支援を要する者への支援等の準備 ■ 火葬能力等の把握、火葬体制の整備	■ 遺体の火葬・安置	■ 心身への影響に関する施策の実施 ■ 生活支援を要する者への支援 ■ 教育と学びの継続に関する支援 ■ 生活・関連物資等の価格の安定 ■ 火葬・遺体安置の対応 ■ 事業者に対する支援 ■ 市民の生活と地域経済の安定に関する措置			